

PTA等共済だより

第13号
2014/2/28発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 平成25年度第2回PTA等共済事務担当者会議を開催

平成24年6月からはじまった事務担当者会議も（研修会）今回で通算4回目となりました。今回の会議は、認可申請が収束しつつある状況や前回までの参加者の要望を踏まえ、認可後の監督業務又は適正な共済事業運営ということテーマを絞り実施することにしました。

①自治体向け会議－平成26年2月6日（木）

12道県の教育委員会担当者14名が参加されました。共済や保険に関する一般的な知識を習得していただくため、外部講師の方をお招きし講義をしていただきました。また、年度末や業務報告書の提出を念頭に、決算報告書の見方やポイント等を実習するなど、少し実践的な内容にしました。

（主な内容）

PTA等共済法に基づく共済事業とは、共済と保険の基礎知識、公益法人制度をめぐる状況、監督指針や検査マニュアルの説明、業務報告書や監査報告書の確認ポイント、立入検査実施のポイント、立入検査実施の事例発表 他



2/6（木）自治体向け会議の様子

②団体向け会議－平成26年2月7日（金）

24団体43名が参加されました。団体向けの会議についても認可後の適正な運営という観点からの研修になりました。内閣府公益認定等委員会事務局の大上課長補佐をお迎えし、「公益法人の各機関の役割と責任」等というテーマで、公益法人をめぐる最新の情報について講義していただきました。

年度末を控えている状況でありましたので、年度末における責任準備金等の積立て処理を実際の経理処理をまじえて説明し、仕上げとして異常危険準備金の積立て額の計算演習も実施しました。また、コンプライアンスや個人情報管理に関するセルフチェックについても全員で取り組むことができました。

（主な内容）

公益法人制度めぐる状況、監督指針や検査マニュアルの説明、共済監査、適正な運営にあたって、立入検査、立入検査実施の事例発表 他



2/7（金）団体向け会議の様子



団体参加者の皆さん



団体参加者の皆さん



団体参加者の皆さん



挨拶する鍋島室長



内閣府大上明子講師



AFP山田智之講師

■ FAQ Q1：年度替わりに必要な業務について教えてください。

A1：必要な業務や届け出については、各法人の認可状況、事業の内容等で異なる場合もあります。必ず法律等を確認し、不明な場合は行政庁へお問い合わせください。

①年度末までに必要な業務（行政庁への届出等）の例

次年度の安全普及啓発活動等の計画等（規則第20条関係）、責任準備金等の積立て（規則第24条、第25条、第26条関係）、共済契約申込（契約締結は、共済期間が始まる前までに行う。各共済規程参照。）

②事業年度開始後に必要な業務（行政庁への届出等）の例

業務報告書（業務開始後3月以内、規則第28条、第29条関係）、その他（第39条）

※その他、PTA等共済だより第1号においても記載しています。

Q2：異常危険準備金は、積立限度の2倍に達するまで積み立てると聞きますが、この積立限度は認可時点のものでしょうか。それとも毎年度末に計算しなおす必要がありますでしょうか？

A1：文部科学省告示第175条第3条において、「当該事業年度における収入危険共済掛金の2倍に達するまで、毎事業年度積み立てなければならない。」と規定しています。収入危険共済掛金は、純掛金の総額を意味しますが、加入者自体が毎年異なると想定されるため、年度末に必要な異常危険準備金もその年によって増減すると思われる。毎年度末に積立限度額の2倍がいくらになるかも算出する必要があります。

■ お知らせ

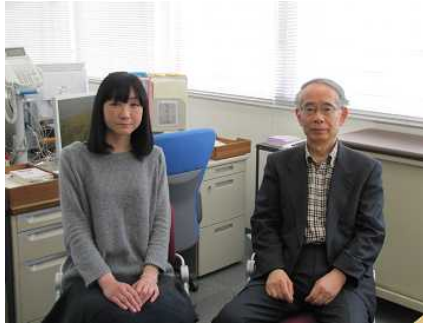
次号の発行は、
3月下旬。

・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。法人内の役員向け、単位PTA向け、事務職員向けと、内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせ対応しております。
・3月中旬に都道府県教育委員会宛に、来年度の共済事業認可申請の意向調査の依頼をする予定です。
4/1付けの共済担当者の交代を踏まえてご報告いただくものです。何卒ご協力をお願いいたします。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人 山梨県高等学校安全互助会（共済事業の認可日：平成25年12月12日）



山梨県高等学校安全互助会
事務局の皆さん

平成25年8月1日に、一般財団法人山梨県高等学校安全互助会を設立、平成25年12月12日に、山梨県教育委員会から共済事業認可を受け、平成26年4月1日から共済事業を開始します。

平成23年度初頭“お家再興”の意向を固めて以来、6回の設立準備委員会、4回の県高P連理事会、2回の県高P連総会を経て、やっと発足いたしました。共済事業認可申請に関しましては、文科省の吉谷係長、埼玉県高等学校安全振興会の細田事務局長、本県教育庁総務課の塚原さん、藤巻さんに大変お世話になりました。有り難うございました。

県高P連会員は原則全員加入ですが、小規模県で、会員数20,000人程度、事務局も高P連事務局2人が兼任で業務を行うという零細企業ですので、堅実経営をモットーとし、共済事業スタート前から、研修会で学んだ様々なリスクに対する管理

（特に収支バランスの状況チェック、将来予測）をしっかりとしていかなければならないと身を引き締めております。本安全互助会事業を早く軌道に乗せ、生徒の健全育成と福祉の増進のため、努力していく所存であります。文科省社会教育課PTA等共済室の皆様及び先行団体の皆様方のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

（事務局 跡部 和）



沖縄県PTA連合会
の研修会の様子

PTA等共済室の動き

- 2月6日（木）事務担当者会議（自治体向け）実施 14名参加
- 2月7日（金）事務担当者会議（団体向け）実施 43名参加
- 2月14日（金）～16日（日）全国子ども会育成中央会議・研究大会に参加。（宮城県松島町）
- 2月18日（火）一般社団法人沖縄県PTA連合会 事務局職員向け研修を実施。
- 2月19日（水）一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会 役員・単位PTA向け研修を実施。

■ 責任準備金（異常危険準備金）を計算してみましょう！（事務担当者会議（団体向け）資料から）

今回の団体向け事務担当者会議では、講義の他に、責任準備金算出の演習やコンプライアンス・個人情報セルフチェック等いくつかの演習を行いました。年度末に向けて実施した責任準備金算出の演習をご紹介します。

(B-5)
(演習) 責任準備金等の算出

責任準備金を算出してみましょう。

(前提条件)

- ①共済掛金は150円である。(内訳：純掛金120円、付加共済掛金30円)
- ②途中加入を認めており、純掛金については、月割りで補償期間相当分を徴収し、付加共済掛金は一律30円徴収している。
- ③途中脱退は認めているが、返金に伴う手数料が大きいため、共済規程で返金してない旨を定めている。
- ④今年度の共済加入状況は、次のとおりである。
4/1からの補償開始：2,000人、10/1の補償開始：100人
3/31現在の加入者は、2,050人。

(ヒント)
異常危険準備金 = 収入危険共済掛金 × 50/1,000
今年度の収入危険共済掛金はいくら？
収入危険共済掛金って何？



(B-参考資料)
(B-5 演習の解答) 責任準備金等の算出

(解法)
加入者のまとまりの単位に純掛金の総額を求める。

- ① 4/1加入者
純掛金120円 × 2,000人 = 240,000円
- ② 10/1加入者
純掛金120円 × 6か月/12か月 × 100人 = 6,000円

全加入者の純掛金の総額は、240,000 + 6,000 = 246,000円
異常危険準備金を求める計算式は・・・
246,000 × 50 / 1000 = 12,300円 (答)

(参考) 加入者の推移
4/1加入 2,000 → 2,100 → 3/31現在 2,050
10/1加入 100 → 2,100 → 途中脱退 50

■ これから認可申請をお考えの団体さま

認可申請手続きについてのお問い合わせは随時行っております。共済掛金の算定(試算)、共済規程の策定、事業計画や収支予算の作成等、認可申請するまでの手続きや作成する書類には複雑で難解なものがたくさんあります。悩まずに御気軽に御相談ください。理事会、検討委員会、事務局など、それぞれの参加対象、目的、理解の度合い等に応じて、PTA等共済法成立の経緯から法の中身、認可手続き等々の説明のための講師派遣を行っております。

■ 安全普及啓発活動等の事例を募集

安全普及啓発活動は、共済事業以外では、唯一共済会計で実施できる事業です。各法人の取り組みや工夫事例などがありましたら是非ともお寄せください。(様式自由)本共済だよりでご紹介させていただきます。お待ちしております。

■ 編集後記

今年度も、多くの団体からの派遣依頼によって、各地で研修会を実施させていただきました。年度末までに15団体、のべ24回の研修会等の実施となる見込みです。お世話になった皆様に感謝いたします。次にどのような支援ができるのかを考える上で現場の生の声をお聞きすることが重要であると考えています。引き続き皆さまのお声をお寄せください。

さて、今年度は、私なりに「内部管理体制の構築」をテーマに、支援するツールを提供させていただいたり、研修会等の内容においても考慮していきました。共済事業開始時期、事業内容、体制によって、各団体における取り込みにはバラツキはありますが、意識は持っていただけたのではないかと思います。「まずは、意識を持っていただき勉強するところから」と繰り返しご説明した気がしますが、一般的には、内部管理・コンプライアンス管理・リスク管理はわかりにくい取り組みです。次年度は、具体的な取り組みについての御提案等が必要なのではないかと考えております。これらの取り組みは、常勤である事務局の方が中心となっていくものと思われませんが、役員の方においても十分に認識してもらうことが必要です。(PTA等共済室：吉谷)